

富山市情報セキュリティインシデントの公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政の透明性の向上及び信頼性の確保を目的として、情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）の公表について、富山市情報セキュリティポリシーの規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、富山市情報セキュリティポリシーの例による。

(公表の方法)

第3条 C I S Oは、4月1日から9月30日までの期間に報告を受けたインシデントについては10月に、10月1日から翌年3月31日までの期間に報告を受けたインシデントについては4月に、富山市公式ウェブサイトに掲載する方法により公表するものとする。ただし、情報セキュリティ責任者が二次被害の防止や重大性の観点等から必要と判断したときは、随時個別公表を行うものとする。

(公表の内容)

第4条 前条本文の規定により公表する内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）第7条各号のいずれかに該当する情報を除く。

- (1) 発生した日付
- (2) 発生した原因
- (3) 対応した内容
- (4) 担当所属の連絡先
- (5) 前4号に掲げるもののほか、C I S Oが必要と認める事項

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日以後に報告を受けたインシデントに係る公表について適用する。